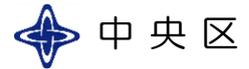


特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震補強等助成制度のご案内



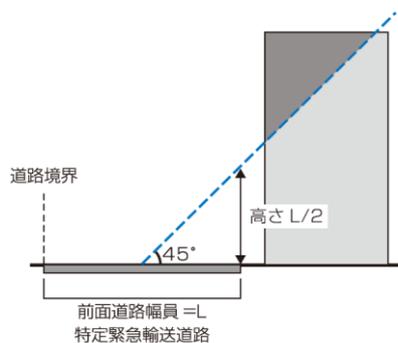
ご利用いただくには事業に着手(耐震補強等の契約)する前に申請が必要です。ご注意ください。

1 対象建築物

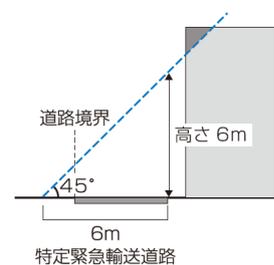
東京都が指定した特定緊急輸送道路沿道の建築物で以下のいずれにも該当するもの

- ア 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- イ 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く(旧耐震基準)
- ウ 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離(道路幅が12m以下の場合6m)を加えたものに相当する高さの建築物

前面道路の幅が12mを超える場合



前面道路の幅が12m以下の場合



2 助成制度

項目	対象建物	助成限度額	適用期間
補強設計	住宅	①設計費用の5/12 (※1) ②設計費用の全額(限度額 50 万円)	令和7年度末まで
	分譲マンション	①設計費用の5/12 (※1) ②設計費用の2/3(限度額 200 万円)	
	賃貸マンション	①設計費用の5/12 (※1) ②設計費用の2/3(限度額 100 万円)	
	その他	設計費用の5/12 (※1)	
耐震補強工事	住宅	①工事費用の11/30から11/60 (※2) ②工事費用の2/3から全額(限度額 300 万円) (※4)	令和7年度末まで
	分譲マンション	①工事費用の11/30から11/60 (※2) ②工事費用の2/3(限度額 3,000 万円)	
	賃貸マンション	①工事費用の11/30から11/60 (※2) ②工事費用の2/3(限度額 1,500 万円)	
	その他	工事費用の11/30から11/60 (※2)	
建替え	全て	工事費用の11/30から11/60 (※3)	
除却			

詳細については区にお問い合わせください。



中央区都市整備部建築課耐震化推進係

電話 03(3546)5459

(※1) 補強設計の助成限度額

- 補強設計に要する費用×5/12
 - 延べ面積×助成基準単価(※ア)×5/12
- } いずれか低い額

(※ア)助成基準単価

延べ面積1,000㎡以下の部分	5,000円/㎡
延べ面積1,000～2,000㎡の部分	3,500円/㎡
延べ面積2,000㎡を超える部分	2,000円/㎡

(※2) 耐震補強工事の助成限度額

- 耐震補強工事に要する費用×助成率(※イ)
 - 助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価(※ウ))×助成率(※イ)
- } いずれか低い額
- (マンションは5億200万円、住宅(マンションを除く)の一般的な耐震補強工事の場合は3億4,100万円、免震工法等の特殊工法は8億3,800万円、それ以外は5億1,200万円を上限)

(※イ)助成率

5,000㎡以下の部分	11/30
5,000㎡を超える部分	11/60

(※ウ)助成基準単価

マンションの一般的な耐震補強工事の場合	50,200円/㎡
住宅(マンションを除く)の一般的な耐震補強工事の場合	34,100円/㎡
住宅以外の一般的な耐震補強工事の場合	51,200円/㎡
免震工法等の特殊工法により耐震補強を行う場合	83,800円/㎡

※耐震診断の結果、Is値(耐震性を示す値)が0.3未満のものにつきましては加算額がありますので、お問い合わせ下さい。

(※3) 建替え・除却の助成限度額

- 建替え又は除却に要する費用×助成率(※イ)
 - 除却する建物の延べ面積×助成基準単価(※エ)×助成率(※イ)
- } いずれか低い額
- (マンションは5億200万円、住宅(マンションを除く)の一般的な耐震補強工事の場合は3億4,100万円、それ以外は5億1,200万円を上限)

(※エ)助成基準単価

既存建物がマンションの場合	50,200円/㎡
既存建物が住宅(マンションを除く)の場合	34,100円/㎡
既存建物が住宅以外の場合	51,200円/㎡

(※4) 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯は限度額の範囲で全額助成します。